

Ⅲ、マスタープラン

魅力あるまちづくりを進めていくためには、都市全体を将来どのようにしていきたいかを具体的に構想し、その実現に向けた土地利用の規制・誘導、都市施設の整備などを計画的に行うことが重要です。

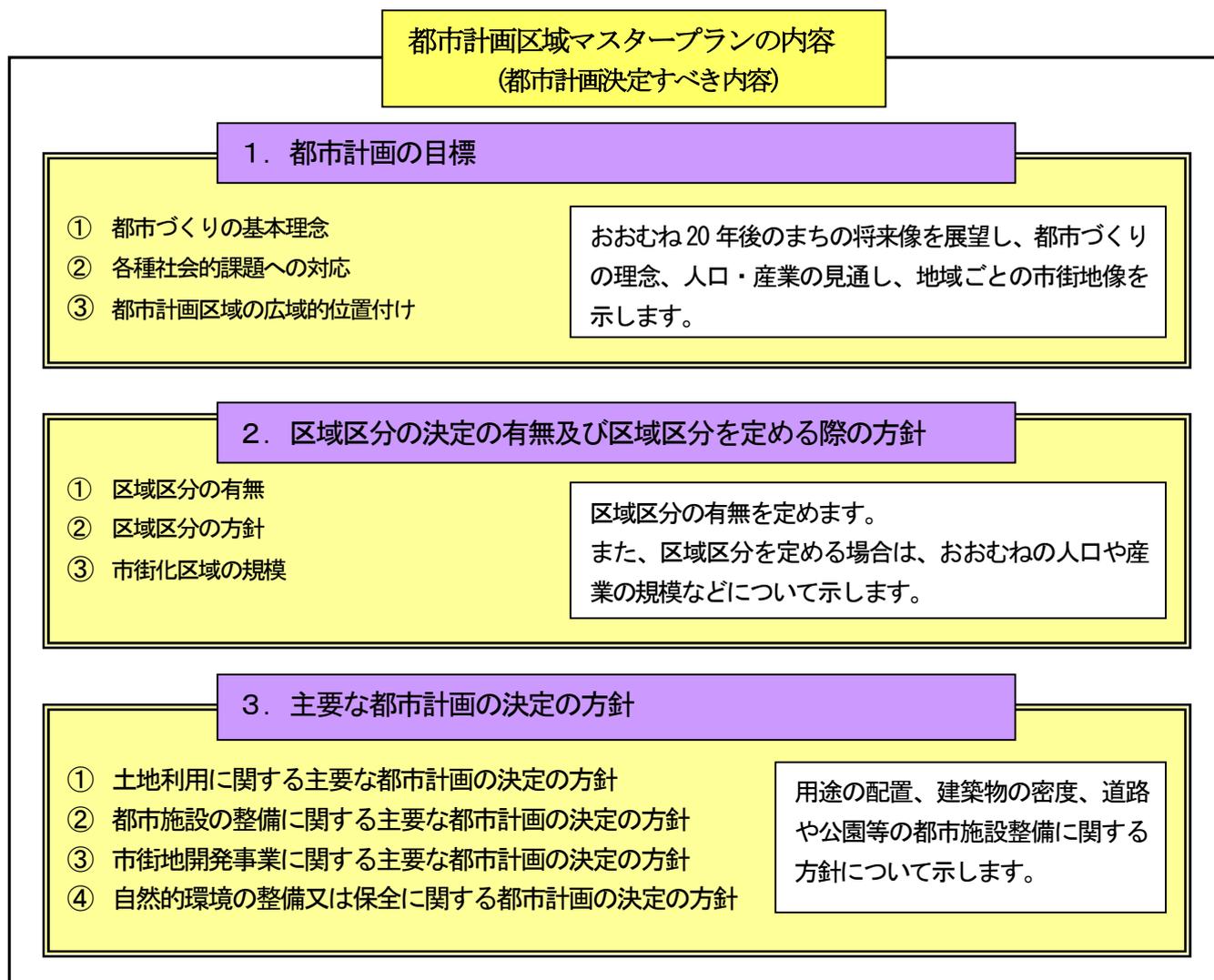
このため、都市計画は都市の将来を見据えた各種のマスタープランに基づき進める必要があります。

(1) 都市計画区域マスタープラン

(都市計画法第6条の2)

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」は、平成12年の都市計画法の改正により創設され、それぞれの都市計画区域ごとに都道府県が定めます。

この方針は都市計画区域全体をカバーするマスタープランであり、都市計画の目標、区域区分（線引き）の決定の有無及び定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針を定め、土地利用や都市施設などの個別の都市計画はこの都市計画区域マスタープランに則して定められることとなります。



(2) 市町村マスタープラン

(都市計画法第18条の2)

「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」は、平成4年の都市計画法の改正により創設され、都市計画区域を有する全ての市町村でその策定が義務付けられています。市町村マスタープランは、住民にとって最も身近な行政機関である市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映させて都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や整備方針、都市施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定めるものです。

市町村においては、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープランに即して都市計画を推進していくこととなります。